型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ－822	フジイ　ＳＦ1230Ｄ　Ｍ２	Ｓ４Ｌ２－ＥＤ　Ｍ２	フジイコーポレーション株式会社	新潟県燕市小池285番地
ＮＶ－823	三菱　ＭＳＲ1230Ｄ　Ｍ２	〃	〃	〃
ＮＶ－824	ヰセキ　ＳＦ1230Ｄ　Ｍ２	〃	〃	〃

○環境省告示第百四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年二月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年三月二日

環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
ＮＳ－503	ジョンディア　Ｊ　Ｄ－Ｗ650	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町１番32号　山岡健人

○環境省告示第百五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年二月二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年三月二日

環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
ＮＳ－504	三菱　ＦＰ40Ｃ	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号　平野昭一

○環境省告示第百六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、範多機械株式会社から、承認事業者の代表者の氏名を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十二年三月二日

環境大臣　小沢　鋭仁

１．変更する承認事業者の代表者の氏名

新	旧
大月由高	大月正雄

２．変更年月日

平成21年11月16日

○国土交通省告示第百三十四号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年三月二日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＧＬ	141162	千葉丸	22. 1.13
７ＪＧＭ	141163	第二ふじ丸	22. 1. 4
７ＪＧＷ	141208	新潮丸	22. 1.25
ＪＤ2965	141091	第五榮吉丸	22. 1.27
ＪＤ2995	141148	陽康丸	22. 1. 5
ＪＤ2997	141149	和光丸	22. 1. 8
ＪＤ3016	141178	双星丸	22. 1. 5
ＪＤ3018	141180	盛隆丸	22. 1.14
ＪＤ3019	141181	第十八金栄丸	22. 1.19
ＪＤ3023	141187	第七幸伸丸	22. 1.21
ＪＤ3025	141190	誠山丸	22. 1.13
ＪＤ3028	141193	第二東栄丸	22. 1. 6

○国土交通省告示第百二十五号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年三月二日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＬＪＷ	128462	第三十八日章丸	22. 1.29
ＪＡＷＪ	129784	第一大都丸	22. 1.18
ＪＤＴＫ	134594	ありあけ	22. 1.25
ＪＦＹＫ	113988	若三代十一号	22. 1.14
ＪＧＰＮ	129859	かりふぉるにあーぷぅりー	22. 1.20
ＪＧＸＯ	127867	第二十八若潮丸	22. 1.29
ＪＧＹＦ	127868	第十八若潮丸	22. 1.12
ＪＩＡＡ	127638	第五十八博洋丸	22. 1.25
ＪＩＣＯ	130663	ころなりーふぁ	22. 1.19
ＪＫＣＵ	120084	第五光洋丸	22. 1.14
ＪＥ2686	124957	第３みちのく	22. 1.14
ＪＥ2834	130151	第十一漁栄丸	22. 1. 7
ＪＧ4955	132004	しょうりゅう	22. 1.19
ＪＧ5149	133721	第五照平丸	22. 1. 5
ＪＨ2759	123838	第十三青雲丸	22. 1.13
ＪＨ3205	130104	しょうりゅう	22. 1.14
ＪＨ3278	133179	冨士眞丸	22. 1.29
ＪＪ3340	125264	わかしお	22. 1. 6
ＪＫ4857	131016	津軽丸	22. 1.20
ＪＫ4902	131786	菱水丸	22. 1.18
ＪＫ5429	134804	幸運丸	22. 1.25
ＪＬ5217	127452	第十一八幡丸	22. 1.20
ＪＬ5310	127517	第十八蛭子丸	22. 1. 4
ＪＬ5564	129079	若吉丸	22. 1.21
ＪＬ5679	129928	第二十六住宝丸	22. 1. 8
ＪＬ5739	130652	八号寿重丸	22. 1.22
ＪＬ6045	132928	第二十七松山丸	22. 1.29
ＪＬ6174	133917	大神丸	22. 1.25
ＪＬ6224	133949	翔井丸	22. 1.19
ＪＬ6505	135128	第八十一玉高丸	22. 1.22

○国土交通省告示第百二十六号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月二日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
5363	9. 5.26	129300	第五金比羅丸
28168	13.11.13	129784	第一大都丸
Ａ0819189	20. 3.18	134594	ありあけ

○国土交通省告示第百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中坪

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接するの河川敷及び道路の内その接している区間

新潟県五泉市高松字中坪

五一四番一及び五一四番二

五一五番一及び五一五番二

五一六番一から五一六番三まで

五一七番

五一七番子及び五一七番丑

五一八番

五一八番子

五一九番一及び五一九番二

五二〇番から五二二番まで

番子